



「令和6年度長野県消費者大学」の受講生を募集します

長野県では、消費生活に関する基礎的な知識から最新の情報までを連続講座形式で幅広く、オンラインで手軽に学ぶことができる「令和6年度長野県消費者大学」を開催します。

自らの「消費者力」をアップさせ日常生活に活かすとともに、学んだ内容を積極的に地域で発信しませんか。

対象者

18歳以上で長野県内に在住の方（申込人数が100名になり次第締め切ります。）

受講方法

各回、オンラインにより受講していただきます。会場と受講者とをオンラインで結び、講義をリアルタイムで配信します。

（全10講座・・・1日2講座（午前10:30～12:00、午後1:00～2:30）、
講義終了後3週間程度は、受講者にオンデマンド配信を行います。）

受講日	テーマ
令和6年10月12日（土）	【必修科目】消費者問題の基礎知識、消費者を守る法律
10月26日（土）	消費者を取り巻く諸問題①、②（悪質商法、デジタル社会）
11月9日（土）	消費者を取り巻く諸問題③、④（多重債務問題、食品表示）
11月30日（土）	持続可能な社会の形成に向けて、長野県版エシカル消費
12月7日（土）	人生100年時代①、②（金融の基礎知識、マネープラン）

受講料

無料（通信料は各自ご負担いただきます。）

募集期間

令和6年9月6日（金）から受付（100名になり次第締切）

申込方法

グーグルフォーム（申込みフォーム）からお申し込みください。

<https://forms.gle/6ed7vUicyWARjAyy7>

【グーグルフォーム】
（2次元コード）



その他

詳しくは、別添のチラシをご覧ください。

受講された方（原則、修了証の交付を受けた方に限る）で、県の消費生活サポーターとして活動いただける方には、消費生活サポーター※としての認定をさせていただきます。

（※消費生活サポーターとは、消費生活に関するリーダーとして、地域、職場、学校等で啓発活動等をボランティアで行っていただく皆さまです。）

注意！「架空料金請求詐欺」増加してます！

▶「電子マネーで支払って！」

「電子マネーの番号を教えて」は、詐欺を疑う！

▶身に覚えのない料金請求は、詐欺を疑いよく確認！

▶パソコン・携帯電話に警告画面が出て、

表示された電話番号に連絡しない！

▶お金の話が出たらまず相談！（消費者ホットライン局番なし 188）



（問合せ先）

担当 県民文化部くらし安全・消費生活課
相談啓発係 吉澤、斎藤

電話 026-235-7286（直通）
026-232-0111（代表）内線 4801

FAX 026-235-7374

E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp